



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 選挙管理委員会告示

- 83 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙の期日
- 84 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における選挙長及び職務代理者の住所及び氏名
- 85 投票用紙の様式
- 86 選挙長等にする届出等の受理場所
- 87 選挙公報に掲載する掲載文の紙面の大きさ等
- 88 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等
- 89 ポスター等の撤去
- 90 選挙会の場所等
- 91 開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示

○ 和議補選選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙を平成18年7月30日に行う。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 区分 | 氏名 | 住所 |
|----------|------|----------------|
| 選挙長 | 諸木良介 | 和歌山市内原1109番地 |
| 選挙長職務代理者 | 宗正彦 | 海草郡紀美野町動木228番地 |

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

県議会議員補欠選挙

こうほしゃしめい
候補者氏名

平成十八年執行
和歌山県議会議員補欠選挙投票

和歌山県選挙管理委員会印

〈注意〉
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

点字投票

県議会議員補欠選挙

こうほしゃしめい
候補者氏名

平成十八年執行
和歌山県議会議員補欠選挙投票

和歌山県選挙管理委員会印

〈注意〉
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 1 大きさは、おおむね縦 12.8 センチメートル、横 8.0 センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、水色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
和歌山県庁

和歌山県選挙管理委員会告示第87号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年和歌山県条例第24号)第2条第1項の規定により、発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のように定める。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

- 1 紙面 おおむね縦11.0センチメートル、横24.5センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第88号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年和歌山県条例第24号)第4条第2項の規定により、選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成18年7月21日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙において、選挙運動のために使用する文書図画で公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条(文書図画の掲示)、第144条(ポスターの数)、第145条(ポスターの掲示箇所等)の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第143条の2(文書図画の撤去義務)の規定に違反して撤去しないもの又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で同法第146条(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)の規定に該当するものがあるとき、又は政治活動のために使用する文書図画で同法第14章の3(政党その他の政治団体等の選挙における政治活動)の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第201条の11(政治活動の態様)第10項及び同法第201条の14(選挙運動の期

間前に掲示されたポスターの撤去)第1項の規定に違反して撤去しないものがあるときは、その責任者において速やかに撤去しなければならない。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成18年7月31日 午後3時

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙においては、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和議補選選挙長告示

和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙選挙長告示第1号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成18年7月21日

和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙選挙長
諸木良介

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成18年7月28日 午前11時